

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Programme of Action Against Colonialism and Apartheid in Southern Africa : Proposals of the Oslo Conference

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1973-10-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2142

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



【資 料】

南部アフリカの植民地主義とアパ ルトヘイトにたいする行動計画： オスロ会議の提案

家 正 治

I は じ め に

II 資 料

状況の一般的評価

政治的、軍事的、経済的およびその他の問題に関する提案

アンゴラ、ギニア（ビサウ）とカプ・ベルデ、モザンビークおよびサント
メとプリンシペに関する行動提案

ナミビアに関する行動提案

ジムバベ（南ローデシア）に関する行動提案

南アフリカに関する行動提案

解放運動を支援する一般的な行動提案

南部アフリカにおける援助に関する行動提案

援助の理由

南部アフリカにおける解放運動の必要物と要求物

援助の方法と手段

I は じ め に

1973年4月9日より14日まで、ノルウェーのオスロで、「南部アフリカの植
民地主義とアパルトヘイトの犠牲者の支援のための国際専門家会議」が開催
された。この会議は、アフリカ統一機構（OAU）と協力して国際連合が組織
したもので、約150名の専門家が参加した。その中には、政府、国連の諸機
⁽¹⁾

（1） 1972年11月2日の総会決議2910（XXVII）は、事務総長が OAU と協力して会議を組織

関および OAU が選んだ専門家や個人的資格で招請された専門家に加えて、9つのアフリカ解放運動から36名の代表が参加している。その解放運動は、「南アフリカ・アフリカ民族会議」(ANC)、「アンゴラ解放民族戦線」(FNLA)「モザンビーク解放戦線」(FRELIMO)、「アンゴラ解放人民運動」(MPLA)「アザニア・汎アフリカ人会議」(PAC)、「ギニア・カボベルデ独立アフリカ党」(PAIGC)、「南西アフリカ人民組織」(SWAPO)、「ジムバベ・アフリカ民族同盟」(ZANU)、および「ジムバベ・アフリカ人民同盟」(ZAPU) である。

会議は、ノルウェーの国連常駐代表 Ole Algard 氏を議長に選出した。また、政治事務局長には OAU の事務局次長 Mohamed Sahnoun 氏が、副議長には MPLA 議長 Agostinho Neto 博士が、報告者には FRELIMO の副議長 Marcelino dos Santos 氏になった。

会議の開会演説は、国連事務総長のアフリカ問題特別顧問 Issoufou S. Djermakoye 氏が行なったが、その中で彼は会議の目的にふれて「国際世論の動員と国際的な援助を通しての積極的な支援という会議の2つの目的が南部アフリカ問題の平和的解決を促進するであろう⁽²⁾」と言っている。實際上、会議の作業の多くは、「南部アフリカ人民への精神的および物質的援助に関する委員会」と「南部アフリカの外交的、政治的、経済的およびその他の行動に関する委員会」の2つの委員会で行なわれた。会議は、審議の後、状況の一般的評価と一連の行動のための提案を含めた報告書を採択した。

この行動計画は、非常に具体的かつ詳細で、重要な内容を含むものであるが、ここではこれらの仮訳を行なって紹介するにとどめ、これらの分析については後日に期したいと考えている。なお、訳出のテキストは、Objective: Justice, a United Nations Publication, Vol. 5, No. 3 (July / August / September 1973) pp. 17~24 および United Nations & Southern Africa, Bulletin No. 16⁽³⁾⁽⁴⁾ を用いた。

し、その結果を第28回総会に報告することを求めている。

(2) UN Monthly Chronicle, Vol. X, No. 5 (May 1973), pp. 82-83.

(3) 国際組織、解放運動等の名称が再出する場合()中の略語を用いることにする。

Ⅱ 資 料

状況の一般的評価

国際連合とアフリカ統一機構 (OAU) の主催の下に、1973年4月9日から14日までオスロで開催された「南部アフリカの植民地主義とアパルトヘイトの犠牲者の支援のための国際専門家会議」の参加者は、南アフリカ、ナミビア、ジンバベ（南ローデシア）、アンゴラ、ギニア（ビサウ）とカプ・ベルデ、モザンビークおよびサントメとプリンシペにおける現在の状況についての国際社会の重大な関心を共にいただくものである。

これら地域の人民は、先例のない規模と密度での新しい勝利を通して、自由と独立のために闘争を行なっている。世界のすべての場所で、構成者の拡大の中で、自由を愛好する国家と人民は、ともにこの闘争を支持する側に立つ。

しかし、リスボン、プレトリアおよびソーリスベリーの植民地およびアパルトヘイト制度は、自己の支配をしつように維持しようとしている。人民の闘争にたいする彼らの対応は、一層野蛮な抑圧と戦闘を死物狂いで固定化することである。彼らは、また、アフリカ諸国にたいする侵略行為を行なっている。彼らの制度は、ある政府と大きな経済利権の協力によって維持されているにすぎず、これらの援助がなければ無力なものとなろう。

世界の良識は、平和が達成されまた人間の尊厳が保持されるために、植民地およびアパルトヘイト制度は精算されなければならないことを、以前にまして要求している。

これらの地域の人民の闘争は、完全に正しく正当であり、国際社会の完全な支持を受けるに価するものである。この闘争を指導している解放運動は、これらの人民の認承された代表であり、完全な国際的承認を受けるものである。

(4) ギニア・カポベルデ独立アフリカ党は、1973年9月24日の全国人民議会でギニア・ビサウ共和国を宣言し憲法を採択した。

したがって、植民地およびアパルトヘイト制度の孤立化を速め、かつ解放運動に多くの援助を手渡すことは、国際組織、政府および人民の神聖な義務である。なぜなら、解放運動は、その闘争を指導しており、自己の領土を確保して再建しようとしており、また人民の運命を威厳と自由をもって新に定めようとしているからである。

「南部アフリカの植民地主義とアパルトヘイトの犠牲者の支援のための国際専門家会議」が提起する提案は、国連、OAU、政府、組織と世界中の人々の真剣かつ緊急な審議を必要とするものである。これは、植民地主義とアパルトヘイトという災厄の根絶を速めるための国際的に一致した努力にたいする行動計画を形成しており、これによって国際平和と安全を促進するものである。

政治的、軍事的、経済的およびその他の問題に関する提案

アンゴラ、ギニア（ビサウ）とカプ・ベルデ、モザンビークおよびサントメとプリンシペに関する行動提案

民族解放に向けての武力闘争をなしうるため、OAU が承認した解放運動に支援が与えられなければならない。

植民地支配を固定化し永続化するために、ポルトガルによって意図されているいわゆる憲法上の変更は、最近の選挙を含めて、非難されなければならない。

アフリカ諸国の平和と安全にたいする脅威として、またポルトガルおよび南アフリカにたいして直接支援する行為として見なされるような南大西洋およびインド洋への北大西洋条約機構（NATO）の活動のどのような拡張にたいしても警告が発せられる。

軍事的資材と人員を輸送することを可能にする民間の舶空機、船舶および他の輸送手段を含めて、植民地戦争の継続をポルトガルに可能にするようなすべての武器および軍事物資のポルトガルへの供給にたいして国際的な禁輸のための要請が国連によってなされなければならない。

ポルトガルへの武器の供給を拒否している NATO 加盟国は、ポルトガルによる植民地戦争にたいしての NATO の支持を終えさすために閣領会議で共同行動を取るものとする。

アングロ・ポルトガル同盟、ポルトガルと米国間のアゾレス協定およびポルトガルとスペイン間の軍事条約のようなポルトガルと他国とのポルトガルに植民地戦争を可能ならしめる同盟、協定および他の同様な形態の協力は廃棄されなければならない、これらの廃棄のために効果的な行動がとられなければならない。

政治囚の釈放のための国際的な運動が展開されなければならない。収容所およびポルトガルにより拘留されている愛国者の待遇についての赤十字国際委員会の報告書は、解放運動に利用なさしめるものとする。

赤十字国際委員会は、とらえられた自由戦士に、軍服を着用しているかいなかを問わず、捕虜の地位を与え、かつ紛争にかかわる当事者と捕虜の交換を確保するようポルトガルにしいるため、その権限においてあらゆることをなすよう要請される。

ポルトガル軍の脱走兵は、国家の保護と援助をうける政治難民として承認される。

アフリカにおけるポルトガルの白人入植計画にかんしてポルトガルといかなる協力をしてはならない。

カボラ・バーサとクネーネ計画でのポルトガルとのいかなる協力も終わらすべきであり、またこれら計画の放棄をなさしむための行動が取られなければならない。

ローマ法王庁により、これらの地域にかんするポルトガルとの政教条約 (Concordat) および宣教協定 (Missionary Agreement) を廃棄する行動がとられなければならない。

地域の将来に関するいかなる交渉も、OAU により承認された民族解放運動の代表とによってのみ行なわれるものとする。

ラテンアメリカ諸国にたいして、これらの地域的機関においてオブザーバーの地位をポルトガルに付与しないようアップールがなされるものとする。

解放区の経済発展と民族的再建に支援が与えられなければならない。

地域におけるすべての外国資本投資の撤回を確保するために、政府および非政府による行動が取られるものとする。第一段階として、輸出と投資保証が撤回されるものとする。さらに、いかなる借款もポルトガルに付与してはならない。

地域にかかわってポルトガルが行なう輸出入に関して国際的なボイコットがなされなければならない。

国際コーヒ協定および他の協定を含めて、ココア、ハード・ファイバー(hard fibres) および茶に関するもののような国際商品協定への地域にかかわってのポルトガルの参加は終了されなければならない。

地域は、ヨーロッパ経済共同体 (EEC) が設立した「発展途上国のための一般特惠制度」に含まれることを止めなければならない。ポルトガルと EEC およびヨーロッパ自由貿易連合とが締結した自由貿易協定は停止されなければならない。

ポルトガルおよび地域でのすべての観光事業 (turism) は奨励されてはならない。

ナミビアに関する行動提案

国際社会は、ナミビア人民の解放闘争を支援しなければならない。「南西アフリカ人民組織」(SWAPO) は、OAU が承認したナミビア解放運動であり、ナミビア人民の認承した代表として適当な承認が与えられるものとする。

したがって、すべての政府、国際組織ならびに国内の団体は、SWAPO を通して、ナミビアにたいする財政、物資もしくはその他のあらゆる援助を手渡すために積極的な関与をなすものとする。

国連は、ナミビアの独立まで、地域の法的権威として行動し、また南ア

リカによって現在違法に行使されているこれらの権限を国連ナミビア理事会に行使なさしめる決定を履行するため、手続を取るものとする。この関係で、SWAPO は理事会と密接に連携するものとする。

理事会は、

(a) 国連、専門機関ならびに国連体制の他の組織においてまた政府間条約に関する問題において、ナミビアを代表する。

(b) 南アフリカが当事国である既存の多辺ないしは二辺条約もしくは協定がその条項上ナミビアに及ぼされているかもしくは實際上ナミビアに影響を与えている場合、そのような条約もしくは協定を廃棄する。

(c) 条約ならびに協定を交渉する。

(d) 差別的ならびに／もしくは抑圧的な立法を廃止し、また人民の利益に一致する法律を、とりわけ土地所有権、外国会社、免許と利権契約、労働条件および課税に関する法律を含めて、制定する。

(e) 歳入を高めまた支出する。

理事会は、すべての使用可能な手段を通してナミビア人民と持続的な接触を維持するものとする。理事会は、またナミビアにおける発展について世界に周知せしめるものとする。理事会は、すべてのナミビアの文書および資料を保存し、また地域に関する研究と計画 (contingency planning) を調整するために保存所を設立する。

理事会は、官報、旅券、査証および切手を含めて、すべての適当な書類ならびに文書を発行するものとする。

国連ナミビア弁務官事務所の職員募集に際して、ナミビア人に優先権が与えられなければならない。

国連の加盟国は、その活動に際して理事会と「国連ナミビア基金」を支援するものとする。また、国連の通常会計から基金に毎年配分が与えられるものとする。

1966年10月27日の総会決議2145 (XXI) の規定にしたがって、早急な権限

移譲のための準備の場合を除いて、いかなる接触、対話もしくは交渉も南アフリカと行なわれてはならない。

すべての政府は、ナミビアにおける領事館を、専務上のものあるいは名誉上のものとせず、ただちに閉鎖するものとする。南アフリカで職務をとる領事を「南西アフリカ」に派遣しているすべての政府は、その派遣を撤回しかつ終了させるものとする。

南アフリカは、ナミビアの「事実上の」政府としてではなくて、地域の「違法な占領者」として言及されるものとする。

理事会が発行する旅行文書 (travel documents) を承認するようすべての政府にたいしてアピールが出されるものとする。

国家は、南アフリカから直接もしくは間接に由来するナミビアに関する請求もしくは権原を尊重することを拒否しなければならない。

理事会は、南アフリカがナミビアにかかわって交渉することを意味しもしくは事実上交渉するかぎり、南アフリカとの接触もしくは交渉をひかえるように EEC に主張するものとする。

「南東大西洋漁業委員会」の加盟国は、南アフリカがナミビアを代表することを意味するかぎり、その加盟を終了させなければならない。

理事会は、ナミビアの領海に関する研究に着手し、また有効にナミビアの利益を保護するために、さらに南アフリカがナミビアにかかわって行動するのを防止するために「海洋法会議」に出席するものとする。

国家は、南アフリカがナミビアを占領しているかぎり自国民のナミビアへの投資もしくは通商を防止しなければならない。

アフリカ諸国は、自由なアフリカで重要な投資を保有しており、地域で営業している会社にたいして、ナミビアからの撤退をしいるために圧力をかけることにより、OAU の閣領理事会が1972年6月にラバトの閣領会議で採択した決議269 (XIX) を履行しなければならない。

国連は、適当な行動をとるために「関税と貿易に関する一般協定」、二国間

条約および加盟国と非加盟国の国内法の下での最恵国条項のナミビア商品にたいする適用を十分に調査するものとする。

ジムバベ（南ローデシア）に関する行動提案

植民地主義とそれが南部アフリカの国際平和にもたらす脅威の除去に関与する政府機関ならびに非政府機関を含めて、すべての国際勢力は人民の支援を動員し、またジムバベ解放運動に十分な精神的、政治的および物質的援助を与えるものとする。

ジムバベ解放運動は、すべての国内および国際舞台でジムバベ人民の唯一のかつ認承した代表として承認される。

政府は、南ローデシアの人種主義制度のためになんらかの方法で役務を代理もしくは提供するいかなる事務所の自国内での設立もしくは活動も許してはならない。

国連は、以下のものにより実効的に制裁を実施するようすべての国家に要請する。

(a) 南アフリカならびにモザンビークのポルトガル支配地域にたいする封鎖の実施

(b) 南ローデシアに移民するもしくは旅行者として訪れる個人にたいして措置をとること、なお、そのような措置には、旅券の撤回ならびに起訴が含まれる。

国連は、さらに、南ローデシア向けのまたそこからのすべての貨物の海上保険ならびにこの地域に飛行するまたそこから飛来するすべての舶空機と乗客の保険に制裁を及ぼすことをすべての国家に要請する。

南ローデシア起源のものである、もしくは南ローデシアに供することになっていると証明される貨物は、捕獲されかつ売却され、そしてその売上げ金はジムバベ解放運動に利用なさしめる。

米国は、バード修正を撤回し、またローデシアの鉱物の購入を止めなければ

ばならない。

労働組合は、南ローデシアに向けてのもしくはそこから託された商品を扱うことを拒否するものとする。

すべての国は、特に OAU の加盟国は、制裁に違反しもしくは他の方法で違法な南ローデシア制度を支援する諸国や会社の自国への投資ならびに通商利権を調査し、かつこれら利権に反対の行動のための自国の準備を明らかにするものとする。

南ローデシアの人種主義制度および南アフリカまたポルトガルの国際的な脅威に関する経済的かつ軍事的負担に耐えている前線国家としてのザンビアにあらゆる可能な支援が与えられなければならない。

国連安全保障理事会とコモンウェルスの制裁委員会は、その作業を公然と遂行しまたその調査結果を広く流布するものとする。

南アフリカに関する行動提案

アパルトヘイト政策は、人道に反する罪であり、国連憲章の原則の兇悪な違反であり、人権の重大かつ残忍な否定であって、平和にたいする脅威を構成するものである。それは、アフリカおよび世界の平和と安全にたいする重大かつゆゆしい脅威に相当するものであって、以下の理由から、国連憲章第7章の下安全保障理事会による緊急の行動を必要とするものである。

- (a) 南部アフリカにおける植民地および人種主義支配を維持し、永続させるための南アフリカの中心的役割
- (b) ナミビアの国際地域にたいするその違法な占領の継続
- (c) 南ローデシアに対して課される国際的な制裁のその計画的かつ組織的な違反
- (d) 南ローデシアの人種主義少数者体制を守るためのその軍隊の違法な介入
- (e) アンゴラおよびモザンビークへのその軍事的介入

(f) アフリカの独立国家にたいするその侵略行為

(g) 大陸のその他の地域にたいするその軍事的宣伝と威嚇的態度

国連は、南アフリカの侵略的役割の増大を阻止するため国際的な経済およびその他の制裁計画を採択し、また解放運動に物質的および精神的支援を与えることをすべての国家に求めなければならない。

南アフリカへの国際投資、またそれとの通商やその他の関係という協力的な役割は暴露されなければならない、またこのような支援的な関連は変更のための動因として働くことができるという誤った主張は非難され拒否されなければならない。

南アフリカとのすべての協力的な関連からの国際的な離脱と終局をもたらすために反アパルトヘイト運動と他の連帯機関が行なった活動を十分支援して、国連、国連体制の組織、国家ならびに政府および非政府をとわず国内および国際団体によって行動がとられなければならない。

投資は引き上げられなければならない。また、すべての新投資計画も停止されなければならない。さらに、白人人種主義体制あるいは南アフリカで活動している法人にいかなる借款あるいは他のいかなる援助も与えられてはならない。

南アフリカに関するすべての経済的また科学的支援、それとの協力およびそれへの援助は、特に以下のことを行なうことによって停止されなければならない。

(a) 金の購買の停止

(b) プラチナおよびその他の鉱物の購買の停止

(c) すべての科学的協力、特に核にかんする協力の継続の停止

(d) 南アフリカ政府とその組織、ならびに南アフリカで営業している法人やその他の団体に特許および免許を付与することの拒否

移民の流出は止められなければならない。国家は特別な募集機関の自国内での活動を禁止しなければならない、また自国民の南アフリカへの移民を防止

し、あるいは少なくとも思い止まらさなければならぬ。労働組合は自己の構成員の南アフリカへの移民を防止するための特別な措置を取らなければならぬ。

EEC は南アフリカにすでに付与したすべての特別な約定および利権契約を終了させ、ブラッセルにおけるその体制の使節と今後交渉をもたないことを約束し、ならびに将来南アフリカといかなる特別な協定ないしは取極も締結しないことを誓約する。

英国と南アフリカ間のシモンズタウン協定は終了されなければならず、またいかなる国家も南アフリカといかなる軍事的取極を締結してはならない。

武器の国際的な禁輸は、すべての国家により十分に履行されなければならず、また安全保障理事会はそれに違反する諸国、特にフランス、を暴露し、かつそれらの遵守を確保するものとする。安全保障理事会は、他国による南アフリカからの武器の輸入を防止するための行動をさらにとるものとする。安全保障理事会は、また南アフリカと他のすべての形態の軍事的協力を調査し、また適当な行動を取るものとする。

国際および国内労働組合運動ならびに他の組織は、南アフリカへの供給のための武器および他の軍事的装備の生産を防止する行動を取るものとする。

国連および国連体制の組織は、反アパルトヘイト運動と密接に作業を行ない、またそれらに十分な支援を与えるものとする。このような運動が存在しない場合には、これらの設立が奨励されるものとする。

国連の「アパルトヘイトに関する特別委員会」は、国連と OAU の政策を支援して会議の共同計画を促進させるために反アパルトヘイト運動と密接に作業を行なうものとする。

アパルトヘイトの慣行が継続するかぎり、南アフリカをすべての運動競技から完全に孤立させるためまた南アフリカとすべての文化的関連を断つために、国家、組織および国際社会により行動がとられなければならない。

南アフリカ商品の国際的なボイコット、ならびに南アフリカと関係をもつ

会社に向けての運動が強化されなければならない。

国家は、「アパルトヘイトの犯罪の抑圧と処罰に関する条約」を受け入れるものとする。

解放運動を支援する一般的な行動提案

すべての国連機関、国連体制の組織、専門機関および他の国際組織によって、それら人民と諸国の認承した代表として解放運動の完全な代表権と参加を確保するための行動が取られなければならない。

すべての政府および組織は、これら諸国に関するすべての問題に関して、OAU によって承認された解放運動と直接交渉しなければならない。

専門機関は、南ローデシアの人種主義少数者体制および南アフリカとポルトガル政府とのすべての協力を停止しなければならない。

植民地主義および人種主義体制の抑圧と暴虐にたいする武力闘争を含め、あらゆる適当な手段によって、自己の解放のため闘争する南部アフリカ人民の権利は、完全に承認されかつ支持されなければならない。

国連と OAU は、南部アフリカの解放闘争を支持するすべての非政府組織と緊密な接触を維持しなければならない。

国連は、政府間および地域的機関ならびに解放運動を支援して公然たる行動を起こしている非政府団体と一層緊密に協力しなければならない。

政府は、南部アフリカの解放運動を支援して活動している非政府活動団体に財政上の支援を与えることが奨励される。

非政府組織は、南部アフリカにかかわりをもつ会社の活動を公表し、またそれらを撤退さすための公然たる運動を組織しなければならない。これらの運動の十分な情報が、これらの会社が利害をもつすべての国において一致した運動を促進するために、世界中に流布されなければならない。

人種主義および植民地体制による国際スポーツへの参加は、全体として国際社会にたいする直接の侮辱であり、このような体制が独立の民主的な政府

によって置き換えられるまでボイコットされなければならない。

政府および組織は、解放運動を支援する世論を動かす目的のために、反植民地および反アパルトヘイト・センターを設立することが奨励される。

国連は、新聞、ラジオ、テレビまたその他の媒介を通して、広く、特に西欧、アメリカ大陸ならびに日本において、南部アフリカの人民により行なわれている民族解放闘争を支援する情報を流布し、また植民地主義および人種主義体制ならびにその共犯者の犯罪を暴露するために一層進めた手段と一層十分な措置を取るものとする。

国連は、非植民地化に関する24カ国特別委員会の指導の下に、国連や専門機関の活動、ならびに解放運動に関する情報と解放闘争を支援する非政府機関が行なった研究を出版するために、アパルトヘイト班 (Unit on Apartheid) にならって、南部アフリカのすべての植民地に関する出版班 (publicity unit) を設立するものとする。

国連は、OAU と協力して、植民地主義および人種主義支配の下にある人民に、彼らの闘争を支援する国際行動に関する情報を手渡すものとする。国連は、この目的のために、アフリカに一層多くの情報センターと少なくとも二つのラジオ局 (radio units) を設置するものとする。

南部アフリカにおける解放運動を促進するために、アディス・アベバに外交使節を派遣していない政府は、OAU と恒常的な接触のための手段を設けることに優先権を与えるものとする。

国連は、オスロ会議が採択した計画にてらして解放運動を支援する一致した行動を促進し、また何らかの新しい発展に見合う適当な手段を考慮するために、OAU、解放運動、政府間および非政府組織と協力して、国際会議を組織するものとする。

南部アフリカにおける援助に関する行動提案

援助の理由

自由と独立のための南部アフリカ人民の闘争は合法的な闘争であり、また国際社会は OAU が承認した解放運動に精神的かつ物質的援助を与える義務を負う。

南部アフリカの解放運動への援助は、解放運動が、国連、OAU およびその他の組織の目的と原則に一致しており正しい理由のための闘争にたずさわっているのに反して、植民地および人種主義制度が、国連、OAU およびその他の組織に反抗して植民地戦争や抑圧的措置にうたっていることから、適当なものでありかつ望ましいものである。

植民地主義および人種主義制度は、有効な国際行動を阻止しましたこれらの制度に援助して彼らと同盟する若干の政府の態度がなければ、国連決議と世界世論を無視しつつけることはできないであろう。外国経済利権は、南部アフリカの資源の開発で、これら制度を援助しましたアフリカ人民の抑圧から利益を確保し続けている。それ故、これらの地域のアフリカ人民は、犯罪的な抑圧者とその共犯者にたいする困難な闘争において、あらゆる必要な援助を受け取ることは避け得ないことである。

解放運動は、植民地主義および人種主義制度の非妥協的態度と残忍性から、武力闘争に乗り出さざるをえなかったことが認められる。自由と平和を愛好し正義を支持するすべての国家と人民は、武力闘争を含めて彼らの正義の闘争を行なう解放運動に援助を与えなければならない。

国際的な援助のための解放運動の必要物は、アンゴラ、モザンビークおよびギニア（ビサウ）の広い地域を解放するという成功から、ポルトガル軍が枯葉剤（defoliants）の使用や他の野蛮な戦闘方法にうたっていることから、また南アフリカ、ナミビア、ジンバベ（南ローデシア）およびなおポルトガルの植民地支配の下にある地域の解放運動が闘争を強化したことから、近年大きく増大している。

自由のための合法的な闘争を遂行する運動を支援し、解放区の再建に援助し、かつ闘争の過程に発生する苦痛を軽減するために、南部アフリカの抑圧され

た人民とその解放運動に直接的な援助のための必要が増大している。

難民ならびに植民地主義とアパルトヘイトに反対したため起訴された人々に人道的な援助を継続しかつ増大する必要がある。解放闘争の促進またこれらの地域の行政と発展のため、幹部 (cadres) を育成するために教育および訓練施設を維持しまた増加する必要がある。

今日 300 万以上の人口を有する解放区の再建のために一層多くの援助が必要とされる。解放運動の政治的および広報活動のために、また労働および学生組織のような植民地主義および人種主義支配の下で地域で自由を求める闘争に参与している種々の組織のために、一層多くの支援が必要とされる。

この段階で、解放運動に一層多くの精神的および物質的援助を与えることが、非植民地化とアパルトヘイトの除去の完遂を早めることにより、地域の平和を確保する最も有効な方法の一つである。

南部アフリカの抑圧された人民と解放運動に援助を与えるに際して、これは慈善ではなくて正義の闘争にたずさわる人民との連帯行為であるということが承認されなければならない。

自由と独立のための闘争にたいする第一次責任は、抑圧された人民自身と解放運動に属する。国際社会の役割は、支援的なものであり補足的なものである。

解放運動に援助を与える政府および組織は、温情主義 (paternalism) を避けるべきではない。彼らは、できるだけ、地域人民の認承された代表としての運動自体が管理するために、解放運動に直接援助を与えるものとする。

南部アフリカにおける解放運動の必要物と要求物

解放運動の必要物は、闘争の段階と性質によって、地域により異なっている。しかしながら、これらの闘争はたがいに補足的でありかつすべてがさらに発展していることから、すべての解放運動に一層多くの援助が与えられなければならない。

人民にたいしまた民族的再建にたいし必要な供給品を支給するために、解放区における多量の必要物に特別な言及がなされなければならない。軍事上、医療上また教育上の供給品、食料、衣料、農具、輸送手段および印刷施設が緊急に一層多量に必要とされる。

運動は、解放区の行政と将来の必要品のための幹部 (cadre) を養成するために教育と訓練にたいする援助を必要とする。現在および将来の上級幹部を養成するための特別な援助が、アンゴラ、モザンビークおよびギニア (ビサウ) の運動が現在大きな解放区を統治しておりまた統治機構 (governmental structures) を設立する段階に近づいていることから、緊急に必要とされる。

植民地主義とアパルトヘイトに反対のために起訴されている人々への法的援助、またその家族と植民地主義および人種主義抑圧の他の犠牲者にたいする人道的な援助が、引きつづき多く必要とされる。さらに、国連は、政治囚の釈放ならびに南部アフリカのすべての捕虜収容所と再入植地域の廃止のための世界的規模の運動を再び展開するものとする。

運動は、その代表のために通行証 (travel documents) と旅券、さらにまた国内と国際旅行のための航空券のような旅行手段の入手に援助を必要とする。

援助の方法と手段

国際的な援助は、できるだけ、南部アフリカの解放運動に直接与えられなければならない。援助が他の組織により管理される場合には、活動のすべての面に関して、OAU と解放運動と協議するものとする。

解放運動への直接的な援助は、運動にたいする信頼を反映するものである。それは、援助が最も有効に利用されまた地域の必要物と南部アフリカの自由のための闘争に相応するものになることを確保する。

国連および他の国際組織は、闘争と完全な連帯と支援を示すために解放運動への援助として予算の一部を拠金するものとする。

世界のすべての政府と組織は、南部アフリカの解放闘争と国際的な連帯を

示すために OAU の「アフリカ解放基金」を支援しかつ協力するものとする。南部アフリカ人に奨学金を与えるためにたずさわっているすべての組織は、OAU の「アフリカ難民教育雇用局」と協力した解放運動と密接な連絡を維持するものとする。

アフリカ諸国の政府ならびに国際および国内組織は、熟練者を必要とするが自国領域でまた自国民中に見出しえない場合、OAU の「アフリカ難民教育雇用局」に申し出るものとする。OAU は、雇用を求める難民の志願者の名簿と大学への就職と奨学金を求める資格ある難民の志願者名簿を定期的に出版することが要請される。これらの名簿は、アフリカのすべての政府に送付される。

すべての教育と養成計画にかんして、組織間の一層の調整と協力が達成されなければならない。奨学金計画は、柔軟性をもたせてまた経験のある有能な職員によって運営されなければならない。カウンセリングは、援助の受給者の人的な必要物の充足に重点が置かれなければならない。特別計画の必要がまた教育と養成に伝統にとらわれないアプローチが強調される。計画は、解放された時にその国の真の必要物と関連するものであり、また将来の実行のために発展されなければならない。

人道的および教育的目的のための国連基金は、一層広く支援されまた国連の通常予算からの一層多くの拠金を受けるものとする。これらの基金の管理者は、彼らの努力を OAU および適当な解放運動と調整することを要請される。

国連と OAU は、OAU が承認した解放運動の代表が解放闘争の必要により求める場合に、他国を自由に旅行しうるために、彼らに通行証 (travel documents) もしくは旅券を与えるよう政府にアピールする。国連と OAU は、また、これらの通行証もしくは旅券の所有者にたいして査証 (visas) を与えることを政府にアピールする。

国連、国連体制のすべての組織および非政府組織は、南部アフリカの植民

地主義とアパルトヘイトの有害な結果をそれぞれの権限分野でたえず出版することが要請される。この情報は、特に南部アフリカの抑圧的制度に財政上および金融上の支援を与え続けている諸国の大衆に一層広くわたるように工夫されなければならない。

国連、国連体制のすべての組織および非政府組織は、ポルトガル植民地軍による枯葉剤 (defoliants) の使用を非難しかつ必要な対抗措置で解放運動を援助するものとする。

発展をあつかう国連の機関は、OAU と解放運動と協議して、専門機関が作成した計画にたいして十分な基金を割り当てるものとする。専門機関は、また、OAU と解放運動と協議した後、政府および財団から自発的拠金を積極的に求めるものとする。

専門機関は、それぞれの権限の領域で解放運動に最大限の援助を与えることにより、国連総会および安全保障理事会の決議を有効に履行する。これらは、手続上やその他の障害を克服した解放運動や解放区への意味ある援助計画に乗り出すことが要請される。これらは、アンゴラ、モザンビークおよびギニア (ビサウ) の多くの地域が解放運動の施政の下にあり、ポルトガル植民地当局の支配の外にあることを正式に承認する。

国連体制の組織は、ポルトガル植民地当局に向けてのもしくは通してのいかなる援助も否認し、ならびに解放運動とそれが確立した統治機関を通して解放区にたいする援助を拡大する。これらは、解放運動からの奨学金や他の援助の申し込みを受理する。援助のための手続きは簡略化する。

植民地主義および人種主義支配の下にある地域に隣接する多くのアフリカ諸国ならびにこれらの地域からの難民の受け入れ国 (host countries) は、莫大な犠牲と費用で南部アフリカにおける自由のための闘争を支援している。解放区にたいしてもしくは OAU が承認した解放運動の要請で、国連体制の組織および非政府組織が与える援助は、隣接国もしくは受け入れ国にたいする援助を費してなされてはならない。

非政府組織は、政府からの援助で補充することによりまた南部アフリカの解放運動にたいする大衆の支援を促進することによって、多くの拠金をなすことができる。

南部アフリカの植民地主義とアパルトヘイトの犠牲者に貴重な援助を与えている非政府組織は、一層広範に支援しなければならない。これらは、南アフリカ、ナミビアおよびジンバブエ（南ローデシア）の囚徒の家族にたいする援助に加えて、当該解放運動と協議してポルトガル植民地支配の地域の囚徒の家族を援助することが要請される。

非政府組織は、解放運動を支援するために、共同もしくは個別に、特別基金の設立を緊急に考慮する。これらの基金は、政府および政府間による特定目的のための付与という使用指定がなされていることから、現在十分に支援されていない政治的および広報活動のためにこれらが使用されるように、解放運動にできるだけ結合した付与のために、利用されるものとする。

解放運動、解放区ならびに南部アフリカ諸国全体の短期および長期の必要物に関する研究が強調される。

すべての非政府機関は、国連総会決議2911 (XXVII) と OAU の首脳会議で提起されたように、5月25日の「アフリカ解放日」に始まる「自由、独立および平等権のために闘っている南部アフリカおよびギニア（ビサウ）とカプ・ベルデの植民地人民との連帯週間」を執り行なう。これらは、自由と独立のための南部アフリカ人民の闘争を宣伝し、ならびに解放運動もしくは OAU が設立した「植民地主義とアパルトヘイトにたいする闘争のための援助基金」にたいする直接的な拠金を得るために大衆運動を行なう。

解放支援団体が、解放運動の闘争と必要物を宣伝した解放運動のための現金と現物による寄付を集めるために、すべての国で設立される。アフリカ解放調整委員会は、現物による寄付の輸送を容易にする手筈をとる可能性を調査することが要請される。

国連と OAU は、援助の必要をたえず宣伝しかつ政府、組織ならびに個人

からの抛金を要請する。施設と便益が、解放運動の広報活動を支えるために彼らに与えられる。運動は、一層多くの抛金を奨励するために各地の首府に代表を定期的に派遣するものとする。

以上